

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

提出者	秦野市議会議員	小 菅 基 司
賛成者	同	和 田 厚 行
	同	横山むらさき
	同	相 原 學
	同	横 溝 泰 世
	同	露 木 順 三

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 欠席の届出の規定において、公務、疾病等の欠席理由を例示するとともに、出産に伴う議会の欠席に係る手続を明確にすること。
- (2) 議員定数の削減に伴い、議案の提出及び修正等の動議の提出要件について、地方自治法との均衡を図ること。
- (3) 会議録署名議員の人数を明確にすること。

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務、疾病等により」を加え、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第14条第1項中「所定の賛成者」の次に「（提出議員を含む。）」を加え、「3人以上の賛成者」を「2人以上の賛成者（提出議員を含む。）」に改める。

第16条中「他に2人以上の賛成者」を「他に1人以上の賛成者」に改める。

第17条中「2人以上の賛成者」を「発議者が1人以上の賛成者」に改める。

第88条中「2人以上」を「3人」に改める。

第91条中「委員は」の次に「、公務、疾病等により」を加え、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議提議案第4号 秦野市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病等により</u>、やむを得ず出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者<u>(提出議員を含む。)</u>とともに連署し、その他のものについては<u>2人以上の賛成者(提出議員を含む。)</u>とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、<u>他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</u></p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、やむを得ず出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者と<u>ともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者</u>とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、<u>他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</u></p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規</p>

定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、発議者が1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、3人とし、議長が会議において指名する。

(欠席の届出)

第91条 委員は、公務、疾病等により、やむを得ず出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(欠席の届出)

第91条 委員は、やむを得ず出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。